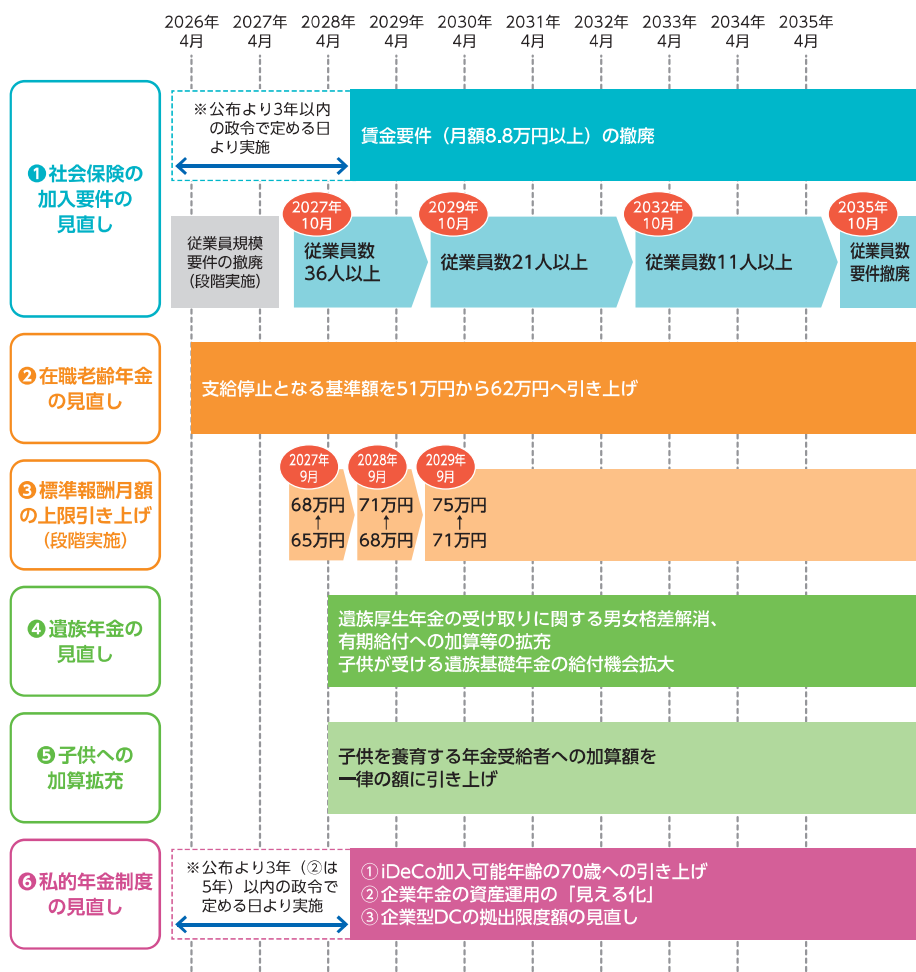


年金制度改革法が成立しました

2025年の通常国会で年金改正法が成立し、同年6月20日に法律が公布されました。
社会経済環境の変化に合わせて、男女格差の是正や働き方に中立的であるなど、多様なライフスタイルに対応した改正内容となっています。今回の改正のポイントをご紹介します。

主な改正内容の実施スケジュール

※ 改正内容の詳細については、右ページをご覧ください。



改正のポイント



① 社会保険の適用拡大

社会保険に加入する短時間労働者の範囲が拡大されます

- 社会保険の加入要件のうち、賃金要件と企業の従業員規模の要件が見直されました。

■ 社会保険の加入要件

賃金月額8.8万円（年収106万円相当）以上	撤廃
週の所定労働時間が20時間以上	
学生は対象外	
従業員数51人以上の企業が対象	段階的に撤廃

これにより、週の所定労働時間が20時間以上の短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の加入対象となります。ただし、従業員規模の要件撤廃は段階的に行われるため、すべての短時間労働者が加入対象となるのは、2035年10月以降となります。

※ 新たに保険料負担が生じて手取り収入が減ることに対し、負担を軽減する支援策が講じられます。



②③ 在職老齢年金の見直し・標準報酬月額の上限引き上げ

支給停止の基準額は51万円から62万円に引き上げられます 標準報酬月額の上限が3段階で引き上げられます

- 在職老齢年金については、年金と給与（賞与を含む）の合計が51万円を超えると、超えた額に応じて年金額が減額されますが、51万円の支給停止基準額が62万円（法定価格）に引き上げられます。
- 保険料や年金額の算定に使う標準報酬月額について、上限（32等級）の65万円が段階的に引き上げられ、2029年9月からは75万円になります（金額はいずれも法定価格）。



④⑤ 遺族年金の見直し・子供^{*1}を養育する年金受給者への加算

子供のない60歳未満の配偶者は、男女を問わず有期給付が受けられます 子供が受ける遺族基礎年金の支給停止規定が見直されます

- 妻（夫）が亡くなったとき、子供のいない60歳未満の配偶者に対しては、男女を問わず5年間の有期給付（有期給付への加算）が受けられます^{*2}。また、5年経過後も、生活再建の状況に応じて継続して給付が行われます。
- ※ そのほか、死亡時分割による配偶者の老齢厚生年金への上乗せがあります。
- 子供が受ける遺族基礎年金については、元配偶者に引き取られた場合や遺族配偶者が再婚した場合に支給停止となっていました。今回の改正で給付の機会が拡大されます。
- 子供を養育する年金受給者に加算される額が、子供の数にかかわらず、1人当たり一律26万9,600円（法定価格）になります。

^{*1} 子供とは、18歳になる年度の末日に達していない、または20歳未満であって障害の状態にある子供。

^{*2} 女性は1989年4月2日以後生まれの人が対象。1989年4月1日以前生まれの女性は改正前の制度が適用されます。



⑥ 私的年金制度の見直し

iDeCo加入可能年齢が70歳まで引き上げられます DBの運用の「見える化」に向けた環境整備が行われます 等

- iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入年齢について、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受けていないなどを条件に、iDeCoの加入者・運用指図者等は70歳まで加入できます。
- 資産運用など、各企業年金の運営状況を厚生労働省が取りまとめて公表します。他社との比較や分析を行えるようにすることで、加入者・受給者の利益につなげる環境づくりをします。
- 企業型DC（確定拠出年金）において、事業主拠出に上乗せできる加入者の拠出（マッチング拠出）について、事業主拠出額を超えないという制限が撤廃されます。
- ※ そのほか、企業型DCの拠出限度額（税制上の優遇が受けられる拠出額）は、月額5.5万円から6.2万円に引き上げられます。